

参考(改正後の通知全文)
社援発第1005005号
平成17年10月5日
第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正

省 略

第七次改正
社援発0319第23号
令和8年3月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

老朽民間社会福祉施設の整備について

社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間社会福祉施設整備」という。）については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成3年11月25日社施発第117号「老朽民間社会福祉施設の整備について」は廃止する。

1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨

老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きい

ものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

（１）対象となる社会福祉施設等

（対象施設）

ア 児童福祉法に規定する障害児入所施設（同法第４２条第１号に規定する福祉型障害児入所施設及び同法同条第２号に規定する医療型障害児入所施設）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設

ウ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設

（２）適用期間

令和８年度から令和１２年度（５年計画）

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次の通りである。

（１）木造による施設の場合

別紙１に掲げる算定方法によって得た数（以下「老朽度数」という。）が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（１施設で２以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあっては、５，５００点以下をそれ以外にあっては４，５００点以下のものを施設の改築整備事業とする。

（２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては３０年、その他のものについては、２５年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

（３）鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、５０年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

4 国庫補助基準

（１）本体工事費

平成平成１７年１０月５日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知

の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の別表1-1又は別表1-2に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表1-1又は別表1-2に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

別表

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所	—	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
	障害者支援施設	4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設	4人以下	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年3月29日厚生労働省令第36号）

木造施設の老朽度算定要領

木造施設の老朽度は、次の各号の定めるところにより、算定した数を連乗して得た数値とする。

- (1) 別表1の第1項から第3項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは、0.8を半数未満あるときは、0.9を、根継ぎした柱がないときは1を乗じ、これに50を加算して得た数
- (2) 別表2の第1項から第7項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数
- (3) 別表3の第1項から第3項までの各項の該当する欄の記号の組合わせにより別表4から得た係数

別表1 (構造耐力)

1	基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0
2	土台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	0
3	柱	二階以上の階を有する場合の一階の柱	20	13.6cm角以上 又は12.1cm角以上2本	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0
		平家の場合の柱		13.6cm角以上 又は12.1cm角以上2本		10.6cm角以上		10.6cm角未満	

別表2 (保存度)

1	経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0	
2	基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	かなりある (見てわかる程度)	1	ひどい	0	
3	外壁の土台の腐朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0	
4	外壁の柱の老朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0	
5	梁の老朽度	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0	
6	柱の傾斜度	梁行 (はりゆき)	1cm未満	20	1cm以上2cm未満	15	2cm以上3cm未満	10	3cm以上	0
		桁行 (けたゆき)	180cm	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0
7	横架材の傾斜度	梁行 (はりゆき)	1cm未満	15	1cm以上2cm未満	10	2cm以上3cm未満	5	3cm以上	0
		桁行 (けたゆき)	180cm	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0

別表3 (外力条件)

1	海岸からの距離	a 海岸から8Kmをこえる	b 海岸から4Kmをこえる8Km以内	c 海岸から4Km以内
2	最深積雪量	a 20cm未満	b 20cm以上1m未満	c 1m以上
3	地盤	a 普通	b やや軟弱	c 軟弱

別表4

係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件記号	a a a	b a a	a a b	b a b	a a c	b a c	a b c	b b c	a c c	b c c	c c c
			a b a	b b a	a b b	b b b	a c b	b c b	c b c		
			c a a		a c a	b c a	c a c		c e b		
					c a b		c b b				
					c b a		c c a				

- (注) 記号(a、b、c)の順序は、別表3の項の順序とする。
- (注) 1 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。
- 2 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。
また、調査対象施設の構造計算書等の資料を十分に参考とすること。

現存率 ①×100		%									
区分	構成	P	種類	N	各部現存率 K		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R=P×N/0.4	現存指数 K×R	現存率 Σ(K×R)/Σ(R)	
					内	容					
構造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート	1.5							
			鉄筋コンクリート	1.0							
			ブロック造	0.7							
			鉄骨造	0.9							
			れんが造、石造	1.2							
主要部の 仕上	屋根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗	1.7							
			・アスファルト露出防水	1.0							
			・モルタル防水	0.5							
			・石綿スレート、かわら、銅板	0.4							
	外壁	25	・タイル(小口)	1.4							
			・モザイクタイル	1.0							
	内壁	20	・コンクリート打放し	1.0							
			・モルタル、リシン吹付	0.6							
天井	20	・モルタル	1.0								
		・プラスター	0.8								
床	20	・木製	0.7								
		・吸音テックス	1.1								
外部建具	35	・ボード	1.0								
		・プラスター	0.8								
内部建具	10	・木製	0.7								
		・アルミサッシ(オーダー)	1.2								
		小計									
設備	電灯設備等	20	・アルミサッシ(既成)	1.0							
			・スチールサッシ	0.9							
			・木製	0.7							
	電線類その他	15	・蛍光灯(300LX程度以上)	1.0							
			・蛍光灯(300LX程度以下)	0.8							
給排水その他	20	・白熱灯	0.4								
		・ビニール被覆線	1.0								
暖房	40	・ゴム被覆線	0.9								
		・水洗便所	1.0								
		小計									
外力条件		25	別表による係数								
合		計							①		

各部現存率Kの値	(構造)内容			
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小		1.0,	0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆(鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの		0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの		0.7,	0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの		0.5,	0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの		0.3,	0.2, 0.1
各部現存率Kの値	(仕上、設備)内容			
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小		1.0,	0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの		0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの		0.7,	0.6, 0.5
	4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの		0.5,	0.4, 0.3
	5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの		0.3,	0.2, 0.1

(注) 1 調査票記入要領

ア 調査票の各区分ごとの種類欄(N)は、該当するか所に○印を付すこと。

イ 各部現存率欄(K)は、下表各部現存率K値の内容のうち、該当する項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。

ウ 外力条件は、a 海岸からの距離、b 積雪、c 地盤の各内容ごとに1つを選択し、その組み合わせに応じた係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)に記入すること。

エ 各区分ごと及び合計について、再建設指数($P \times N$)、再建設指数調整値($R = P \times N \% / 0.4$)及び現存指数($R \times K$)を算定すること。

オ 各区分ごとの現存指数の合計($\Sigma(R \times K)$)を再建設指数調整値の合計(R)で除して現存率を算定すること。

2 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。

3 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。

参考（改正後の通知全文）

社 援 発 第 1005013 号
平成 17 年 10 月 5 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正、第十四次改正
第十五次改正、第十六次改正
第十七次改正

省 略

第十八次改正
社 援 発 0319 第 27 号
令和 8 年 3 月 19 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費
及び仮設施設整備工事費の取扱いについて

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別紙

社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱

1 趣 旨

この補助金は、老朽化等に伴う社会福祉施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、社会福祉施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇の向上を図るものである。

2 解体撤去工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、改築等を行う施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

(3) 基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表1-1又は別表1-2に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表1-3に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-6又は別表1-7に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(エ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地

震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-6又は別表1-7に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1事業（施設）当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表1-1又は別表1-2に掲げる1事業（施設）当たり基準単価を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表1-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（ウ）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表1-4及び別表1-5に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（エ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-6又は別表1-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（オ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-6又は別表1-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 1世帯当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表1-1又は別表1-2に掲げる1世帯当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表1-3に掲げる定員（世帯）当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

エ 既存施設の一部を解体し撤去する場合

平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

オ 都市部等において高層施設を撤去する場合であって、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する施設の解体撤去を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については0.08を乗じて得た額を加算する。

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については0.08を乗じて得た額を加算する。

キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定す

る奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定する離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、0.08を乗じて得た額を加算する。

- ② 交付要綱の別表5に掲げる施設
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。

イ 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が補助対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築、大規模修繕等又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1事業（施設）当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表2-1又は別表2-2に掲げる1事業（施設）当たり基準単価を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（ウ）沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（エ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

（オ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-6又は別表2-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 1世帯当たり基準単価を適用する場合

（ア）別表2-1又は別表2-2に掲げる1世帯当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員（世帯）当たり基準単価に既存施設の定員（世帯）数を乗じて得た額を基準額とする。

エ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合

平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

② 交付要綱の別表5に掲げる施設

厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

ア 仮設施設整備工事費には、交付要綱の第2の5に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての附帯設備に要する費用が含まれるものであること。

イ 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。

ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

ウ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。

エ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

別表1-1

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都市部
救護施設	375,000	393,000
更生施設	375,000	393,000
授産施設	171,000	179,000
宿所提供施設	132,000	138,000
社会事業授産施設	171,000	179,000
日常生活支援住居施設	132,000	138,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	15,800,000
	通所系(注1)	7,920,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	137,000
	社会福祉法人設置(注2)	206,000
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	290,000
	社会福祉法人設置(注2)	435,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都市部
救護施設	499,000	524,000
更生施設	499,000	524,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	21,000,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	183,000
	社会福祉法人設置(注2)	275,000
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	384,000
	社会福祉法人設置(注2)	576,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都市部
救護施設	499,000	524,000
更生施設	499,000	524,000
授産施設	226,000	237,000
宿所提供施設	175,000	183,000
社会事業授産施設	226,000	237,000
日常生活支援住居施設	175,000	183,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	21,000,000
	通所系(注1)	10,100,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	182,000
	社会福祉法人設置(注2)	273,000
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	382,000
	社会福祉法人設置(注2)	573,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	17,500,000	18,400,000
	通所系	8,800,000	9,160,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	23,400,000	24,500,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		416,000	437,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	17,500,000	18,400,000
	通所系 (注1)	8,800,000	9,160,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		555,000	582,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	23,400,000	24,500,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-1

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		684,000	718,000
更生施設		684,000	718,000
授産施設		321,000	336,000
宿所提供施設		257,000	270,000
社会事業授産施設		321,000	336,000
日常生活支援住居施設		257,000	270,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	28,900,000	30,300,000
	通所系(注1)	13,800,000	14,400,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	261,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	392,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	528,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	792,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		909,000	954,000
更生施設		909,000	954,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	38,600,000	40,500,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	336,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	504,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	692,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	1,038,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		909,000	954,000
更生施設		909,000	954,000
授産施設		426,000	447,000
宿所提供施設		342,000	358,000
社会事業授産施設		426,000	447,000
日常生活支援住居施設		342,000	358,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	38,500,000	40,400,000
	通所系(注1)	18,300,000	19,200,000
女性相談支援センター 時保護所	自治体設置(注2)	345,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	518,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	697,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	1,046,000	—

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 1世帯当たりの単価であること。

3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	32,100,000	33,700,000
	通所系	15,300,000	16,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	42,900,000	45,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別紙2-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		760,000	798,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	32,100,000	33,700,000
	通所系 (注1)	15,300,000	16,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別紙2-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		1,010,000	1,060,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	42,900,000	45,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

参考（改正後の通知全文）

社 援 発 第 1005008 号
平成 17 年 10 月 5 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正、第十四次改正
第十五次改正、第十六次改正
第十七次改正

省 略

第十八次改正
社 援 発 0319 第 26 号
令和 8 年 3 月 19 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等
特殊附带工事の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附带工事費）補助金実施要綱」を定め実施することとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成15年9月26日社援発第0926015号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等

特殊附帯工事の取扱いについては廃止する。

別紙

社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費）
補助金実施要綱

1 目的

この補助金は、社会福祉施設において、入所者の処遇の改善、介護職員の就労環境の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

2 対象事業

(1) 介護用リフト等整備費

ア 趣旨

社会福祉施設において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、次の施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

(イ) 特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

(2) 資源有効活用整備費

ア 趣旨

社会福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等、一時保護所及び女性自立支援施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備

(イ) 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

(ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

(エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(3) 民間社会福祉施設特別整備費

ア 趣旨

社会福祉施設等において入所している身体障害者等があたたくより快適な生活が送れるよう、施設の緑化等ゆとりと潤いのある生活環境を整備するため、入所者及び地域社会に配慮した創意工夫による個性ある施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社であって、施設の新増改築及び拡張の施工に併せ「ウ 対象経費」に掲げる事業を実施する次の条件を備えた施設

- 保護施設等の入所施設において、施設入所者の生活の質の向上及び在宅福祉サービス等のため、施設整備面で先駆的な取組みを行うもの

ウ 対象経費

次に掲げる対象事業で、施設整備費本体の対象経費以外の整備に係る工事費又は工事請負費とする。

<対象事業>

植栽・花壇・庭園、遊歩道、歩行訓練場及び温室等

(4) 消融雪設備整備費

ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、入所者等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

イ 対象施設

- (ア) 交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地帯に所在する同別表1-1に掲げる救護施設及び更生施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

設

(イ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する同交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び女性自立支援施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

3 国庫補助基準額

(1) 2の(1)の事業を行う場合

交付要綱の別表3-1に定める就労・訓練事業等整備加算を適用する。

(2) 2の(1)以外の事業を行う場合（保護施設等に限る。）

ア 1施設ごとの2の(2)から(4)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、16,500千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

(3) 2の(2)若しくは(4)又はその両方の事業を行う場合（交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び女性自立支援施設に限る。）

交付要綱の別表4-3に定める額とする。

別表

- 1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施 設 の 種 類	基 準 額
救護施設	18,400千円

参考（改正後の通知全文）
障発0226第4号
平成25年2月26日
第一次改正
障発0622第6号
平成29年6月22日
第二次改正
障発0718第4号
令和5年7月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け
避難スペース整備の取扱いについて

標記については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取り扱いに当たっては、次によることとし、平成25年2月26日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配意願いたい。

1 趣旨

災害時における障害者等は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、障害者等のサービス提供に関して専門的機能を有する障害福祉サービス事業所において、被災障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを整備し、災害時における障害者等のサービス確保に資することを目的とする。

2 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第2の2(3)、(4)(居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く)に掲げる施設とする。

3 対象事業

災害時に備え、社会福祉法人等が障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所に障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。

具体的には、施設の創設に際して避難スペースを一体的に整備するもの及び既存施設の一部を拡張し避難スペースを確保するものを対象とする。

4 その他

(1) 障害者等の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。

(2) 障害者等の受け入れに当たっては、必要な福祉サービス、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。

(3) 災害時において、障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能スペースの確保が図られること。

(4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものとしても差し支えないが、災害時には速やかに障害者等の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。